

介護福祉士の資格取得やキャリアアップをサポートします！

介護福祉実務者研修受講資金貸付

秋田県内の実務者研修施設において研修しながら、介護福祉士の資格取得を目指す方に対して修学資金をお貸しします。

対象となる方

秋田県内の実務者研修施設において研修する方で、卒業後に秋田県内の指定施設で**返還免除対象業務(介護業務)**に従事する方

貸付額等

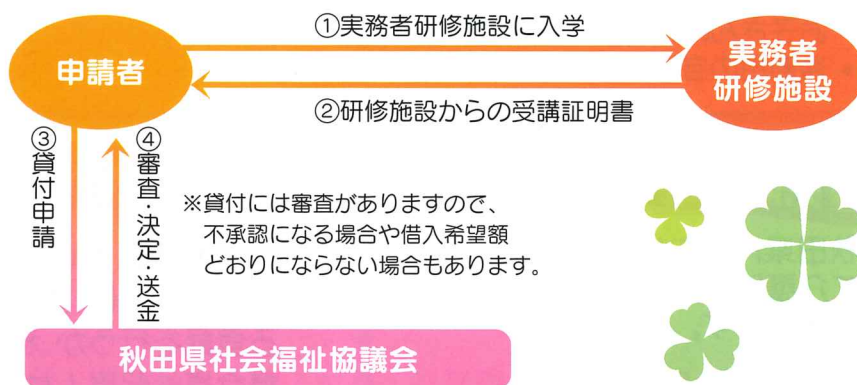
- ①貸付上限額:20万円
(1人あたり1回限り)
- ②貸付対象となる経費
 - *実務者研修受講料
 - *教材費
 - *参考図書、学用品、交通費
 - *受験対策講座の受講料
 - *国家試験の受験手数料 など...

返還免除条件等

- ①実務者研修施設を卒業^{*}してから1年以内に介護福祉士国家試験に合格し、かつ介護福祉士に登録後、2年間継続して秋田県内の介護施設、事業所で返還免除対象業務(介護業務)に従事する必要があります。
※実務者研修を卒業した日に、介護等の業務に従事する期間が3年に達していない場合は「従事期間が3年に達した日」からとなります。
- ②1年以内に介護福祉士に登録しなかった時や返還免除業務(介護業務)に従事しなかった時は、貸付金を返還していただきます。

申請の流れ

実務者研修施設へ入学後、学校に受講証明書の作成を依頼し、受講期間中に申請することになります。
(実務者研修を既に修了した方は申請できません。)



申請書類

- * 実務者研修受講資金貸付申請書
 - * 実務者研修施設からの受講証明書
 - * 誓約書
 - * 貸付申請者の住民票(発行後3か月以内、本籍表示あり)
 - * 連帯保証人の住民票(発行後3か月以内、本籍表示あり)
 - * 連帯保証人の所得が分かる書類(源泉徴収票の写し又は市町村長発行の所得証明書)
- ※申請書はサイトからダウンロードまたは下記までお問い合わせください。

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

秋田県福祉保健人材・研修センター(秋田県社会福祉会館5階)

〒010-0922 秋田県秋田市旭北栄町1番5号 ☎(018)864-2880

問い合わせ先

秋田県 介護福祉士 貸付

検索

裏面に続く